

## 八尾市水道局 建設工事施工要綱

### (目的)

第 1 条 八尾市水道局において施工する請負工事については、法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところにより工事の円滑かつ適正な執行を図るものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主管課長 八尾市水道局事務分掌規程(昭和 55 年八尾市水道局管理規程第 7 号)第 3 条第 1 項に規定する課長をいう。
- (2) 検査職員 八尾市水道局契約規程(昭和 47 年八尾市水道局管理規程第 3 号。以下「契約規程」という。)第 39 条の検査職員をいう。
- (3) 工事主管課長 工事を執行する課の課長をいう。
- (4) 主任監督職員 監督職員を総括し、工事主管課長が任命した者。(ただし、工事主管課長は主任監督職員が行う評定の補助員を指名することができる。)
- (5) 監督職員 契約規程第 39 条の規定の監督職員をいう。
- (6) 工事 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項の建設工事で、請負契約を締結して施工するものをいう。
- (7) 受注者 水道局が施工する工事に関する契約の相手方をいう。
- (8) 契約金額 消費税及び地方消費税を加えた額とし、当初の契約の金額とする。
- (9) 設計金額 消費税及び地方消費税を加えた額とする。

### (工事の施工決定)

第 3 条 工事を施工するときは、設計審査の手続を経て設計書、仕様書、図面その他関係書類(以下「設計図書」という。)を添えた執行伺により決裁を受けなければならない。

2 設計図書の作成にあたっては、予算、施工箇所の状況、施工の時期その他必要な事項を検討し、当該工事の範囲を適正に定め、予測しがたい理由による場合のほかは、工事の着手後に設計の追加、変更等の必要が生じないように注意しなければならない。

3 主管課長は、設計審査を受けようとするときは、設計審査依頼書(施工様式-3)及び設計図書を添えて水道技術管理者に依頼しなければならない。

### (監督職員の設置及び指定)

第 4 条 工事主管課長は、工事ごとに主任監督職員及び監督職員を指定するものとする。

2 一つの工事に 2 名以上の監督職員を指定するときは、そのうち 1 名を監督職員の代表とし、工事に係る諸手続を行うものとする。

3 前 2 項の規定により監督職員が指定されたとき又は監督職員の変更があったときは、主任監督職員はその旨を受注者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、口頭により行うことができるものとする。ただし、2 名以上の監督職員を指定し、八尾市水道局工事請負約款(以下「工事請負約款」という。)第 9 条第 3 項の権限を分担させたときは、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員権限分担(変更)通知書(施工様式-1)により受注者に通知しなければならない。

### (施工体制の点検)

第 5 条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号。以下「適正化法」という。)及び同法第 17 条に規定する「適正化指針」に基づき、八尾市水道局が発注した工事の施工体制の把握に関し点検事項を定め、工事現場の適正な施工体制の確保に努めなければならない。

2 点検事項のうち、主任技術者及び監理技術者の専任に関する点検は、建設業法第 26 条第 3 項に該当する工事(請負金額が 3,500 万円以上のもの。ただし、建築一式工事は 7,000 万円以上のもの。)について行うこととする。また、施工体制台帳などに関する点検は、下請負契約を締結した工事について行うものとする。

- 3 前項に定める工事の施工体制等の点検は、工事主管課長が指名した者が行い、施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を「施工体制点検表」(施工様式-2)に基づいて工事着手前及び施工中に適時行わなければならない。
- 4 点検内容の報告は、工事主管課長に報告するとともに、水道技術管理者から点検内容の報告を求められた場合は、施工体制点検表を提出しなければならない。
- 5 前3項に基づく点検を行った結果、不適切な事項があった場合には、工事主管課長に報告し、指示を受けなければならない。
- 6 工事主管課長は、受注者が前項による指導に従わない場合は、水道技術管理者へ速やかに報告するものとする。
- 7 水道事業管理者は、適正化法第11条の規定に該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた行政庁等にその事実を通知するものとする。
- 8 工事現場における施工体制の点検等を通じて受注者に不適切な事項があった場合は、その内容及び改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映させるものとする。

(工事関係者に関する措置要求)

第6条 現場代理人、主任技術者、監理技術者及び下請負人その他工事に従事する者で工事の施工又は監理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して必要な措置をとるよう請求することができる。

(検査の手続)

第7条 検査の手続は、八尾市水道局建設工事検査要綱(平成21年4月1日制定。以下「検査要綱」という。)第16条の定めるところにより、工事主管課長が工事検査依頼書(施工様式-4)及びその他関係書類を添えて水道技術管理者に依頼しなければならない。

(前払金、部分払の支払手続)

第8条 工事に関する前払金の支払については、関係書類を添えて前払金支出伺により決裁を受けなければならない。  
2 工事に関する部分払の支払については、関係書類を添えて部分払金支出伺により決裁を受けなければならない。

(火災保険契約等の締結)

第9条 受注者は、設計図書の定めるところにより、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)に対し、請負代金額相当の建設工事保険、火災保険、その他これらに準ずる保険を締結し、その契約書の写し又は証明書を速やかに提出しなければならない。

(解除に伴う措置)

第10条 施行中の工事について契約を解除し当該部分の引渡しを受けるときは、監督職員は工事の出来高部分について適正な管理措置を講ずるとともに、直ちに出来高部分の調査を行い、関係書類を作成し検査職員の検査に付さなければならない。

(部分使用)

第11条 工事目的物の引渡し前において、必要があると認めるときは、受注者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することが出来る。

(かし担保)

第12条 工事におけるかし担保の責任期間は、工事請負約款第44条に基づくものとする。ただし、契約の目的又は内容により必要がないと認めるときは、この限りでない。

(建設業退職金共済組合への加入)

第13条 受注者は、雇用する労働者の労働福祉対策として、中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づく建設業退職金共済組合に加入し、対象となる労働者について規定額の共済証紙を購入し、これを該当労働者の共済手帳に貼付しなければならない。

2 受注者は、証紙購入時に取扱金融機関の発行する発注者用掛金収納書を提出しなければならない。

3 受注者は、下請負人等を含めて期間雇用者を採用する場合は、建設業退職金共済組合に加入するよう極力努めなければならない。

加入した場合には、建設業退職金共済制度証紙購入状況報告書を工事請負契約締結後 2 ヶ月以内に発注者に提出しなければならない。また、工事完成時に、建設業退職金共済証紙受払簿及び建設業退職金共済証紙貼付実績報告書を監督職員に提出しなければならない。

(法定外労災補償制度への加入)

第 14 条 受注者は、労働災害の防止について充分注意するとともに、労働災害被災者の救済のため、設計図書に定めるところにより労働者労働災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)以外の法定外労働災害補償制度にも速やかに加入し、その写しを提出しなければならない。

(安全対策)

第 15 条 受注者は、労働安全衛生法を遵守し、安全パトロール等安全対策に心掛け施工計画書に実施状況等を記載し報告しなければならない。

(委託監督員及び委託検査員の職務権限)

第 16 条 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 15 第 4 項の規定により委託を受けて監督又は検査を行う者の職務権限は、この要綱及び建設工事検査要綱に定める規定のうち、委託仕様書に定められたものに限定されるものとする。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか検査の実施に関し必要な事項は、水道事業管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

(施工様式-1)

平成 年 月 日

## 監督職員権限分担(変更)通知書

(工事受注者)

様

(工事主管) 課長

印

平成 年 月 日付をもって請負(委託)契約を締結しました次の工事について、下記のとおり監督職員を通知します。

工事(委託)名	
工事(委託)場所	
工事(委託)期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

区分	役職	氏名	権限の内容
主任監督職員			
監督職員			
監督職員			

\*「権限の内容」の欄には、複数の監督職員を指定した場合に、それらのそれぞれの権限を記載すること。

### 施工体制点検表

(工事主管 ○○ 課長)

第	回目点検	点検年月日		点検者	主任監督職員	⑩
		平成	年		月	

工事名									
工事期間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
受注者名			現場代理人名						
請負金額(税込)			監理技術者名	資格者番号					
下請負合計額(税込)			主任技術者名						

#### 1 工事着手前又は直後の点検

点検項目	内 容	点 検 結 果	備 考
現場代理人の常駐	現場代理人届けと合致しているか。	(いる ・ いない)	
	当該工事に常駐しているか。	(いる ・ いない)	
監理技術者資格者証	監理技術者資格者証を現地で携帯しているか。	(いる ・ いない)	
	資格者証の会社名・工種区分・期限は適切か。	(適正 ・ 不適正)	
監理技術者の同一性	監理技術者届けと合致しているか。	(いる ・ いない)	
	施工体制台帳の監理技術者と一致しているか。	(いる ・ いない)	
工事カルテの登録	工事カルテ受領書(写)が提出されているか。	(いる ・ いない)	
	監理技術者届けと合致しているか。	(いる ・ いない)	
建設業許可標識	公衆の見やすい場所に提示しているか。	(いる ・ いない)	
建退共制度の適用標識	労働者の見やすい場所に提示しているか。	(いる ・ いない)	
労災保険関係成立票	労災保険関係項目を掲示しているか。	(いる ・ いない)	

#### 2 工事施工中(概ね 3 カ月に 1 回)

現場代理人の常駐	現場代理人届けと合致しているか。	(いる ・ いない)	
	当該工事に常駐しているか。	(いる ・ いない)	
監理技術者の選任	当該工事の選任になっているか。	(いる ・ いない)	
	(工事監理に主体的にかかわっているか。)	(いる ・ いない)	
施工体制台帳	施工体制台帳が備え置きされているか。	(いる ・ いない)	
	施工体制台帳(写)が提出されているか。	(いる ・ いない)	
	下請負契約書(写)が提出されているか。	(いる ・ いない)	
	全ての下請金額が確認できるか。	(できる ・ できない)	
施工体系図	工事関係者及び公衆の見やすい場所に提示しているか。	(いる ・ いない)	
	下請業者の主任技術者が記載されているか。	(いる ・ いない)	
	下請業者が施工体系図に記載されているか。	(いる ・ いない)	

\* 主任技術者が当該工事に配置になる場合は、監理技術者に準じて点検すること。

所 見	
-----	--

(不適切な場合の状況、是正の指示内容、受注者の説明、前回指示の是正状況等について記載する。)

# 設 計 審 査 依 頼 書

水道技術管理者 様

(工事主管) 課 長



下記の工事について、八尾市水道局建設工事検査要綱第 16 条第 5 項の規定により設計審査を依頼します。

工 事 ( 業 務 ) 名			
工 事 ( 業 務 ) 場 所			
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 水道管	<input type="checkbox"/> 土 木	<input type="checkbox"/> 建 築
	<input type="checkbox"/> 造園	<input type="checkbox"/> 塗 装	<input type="checkbox"/> 建 具
	<input type="checkbox"/> 電 気	<input type="checkbox"/> 業 務	<input type="checkbox"/> 舗 装
	<input type="checkbox"/> その他( )		
発 注 予 定 日	平成 年 月 日		
予 定 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
予 定 施 工 期 間	(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)		
費 用 区 分		設計者	
設 計 理 由			
工 事 概 要			
特 記 事 項			

添付書類=設計書、設計図、特記仕様書、現説要項、その他

受 付 年 月 日	平成 年 月 日	受 付 No	
-----------	----------	--------	--

# 工 事 検 査 依 頼 書

水道技術管理者 様

(工事主管) 課 長



下記の工事について、八尾市水道局建設工事検査要綱第 16 条第 1 項の規定により工事検査を依頼します。

検 査 種 別	完成 ・ 出来高(部分払 ・ 解除) ・ 部分完成 ・ 随時
工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者 名	
契 約 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
完了届受理年月日	平成 年 月 日
主 管 課 確 認 日	平成 年 月 日
監 督 職 員 名	主任監督職員 監督職員
検 査 希 望 日	平成 年 月 日
備 考	